



「原子力規制行政」をめぐる自治体等の全国動向

「地域防災計画」・「避難訓練」をめぐる動向 (2013年3月17日～4月30日)

月日	関係団体	ポイント
3月17日	全国	地域防災計画の策定を求められた原発半径30キロ圏内の全国156自治体のうち、避難先や移動手段を記した避難計画を策定できた自治体は、29自治体にとどまることが分かった。広域避難になるため、他の自治体との調整や避難先の確保が難航している。74自治体は、防災計画自体の策定は18日の期限に間に合うと回答。
	滋賀県	滋賀県高島市の住民が避難の手順などを確認する訓練が行われた。この訓練は若狭湾沖の地震によって福井県にある関電大飯原発で事故が起きたという想定で行われ、原発から30キロ圏内の高島市の市民や滋賀県の職員、それに消防や自衛隊の隊員など250人余りが参加した。
3月18日	青森県	UPZが東通原発の半径10キロ圏内から同30キロ圏内に拡大したことを受け、野辺地町は18日、初めて町地域防災計画(原子力編)を策定した。この日は同計画の策定・修正期限で、対象の県内5市町村のうち六ヶ所村以外は策定を終えた。同村も22日に修正予定。
3月21日	北海道	札幌市は、泊原発の事故に伴う放射性物質の拡散を想定した地域防災計画「原子力災害対策編」を策定した。UPZ圏外で独自に策定したのは、政令市では初めて。同計画は同日、札幌市で開かれた市防災会議で了承された。市は、泊原発の同40～80キロ圏に位置している。
3月23日	新潟県	柏崎刈羽原発での事故を想定して、原発から30キロ圏外への住民の避難などを行う大規模な訓練が行われた。住民が一斉に車で避難したため渋滞が起きるなど課題が浮き彫りになった。新潟県内のすべての市町村や隣接する長野県や群馬県の担当者、原発立地地域の住民など合わせておよそ1500人が参加。
3月25日	茨城県	県地域防災計画の原子力災害対策編を改定した。放射線の監視や情報伝達、避難対策の強化などに取り組む。半径5キロ圏内では事故直後に放射性物質が放出される前に避難することなどを求め、その外側では放射線量に応じて屋内退避や避難を判断する。
	新潟県	防災会議を開き、災害への対策をまとめた地域防災計画を、国の防災基本計画修正に合わせて見直した。災害時の要員や資材の投入に関する対応計画の必要性を盛り込んだのが特徴。地域で語り継がれる災害の教訓を啓発材料とし、防災力向上につなげる。津波対策については昨年の浸水想定を誤りを受け、再解析後に改めて修正する。道路や橋梁など老朽化した社会インフラについては長寿命化計画を作成、実施することで維持管理する。
3月27日	静岡県	浜岡原発からおおむね半径31キロ圏に入る県内全11市町が、地域防災計画の修正や新規策定を終えた。県内の原発事故対策の重点区域が10キロ圏の4市から31キロ圏の11市町に拡大したことを受け、新規で7市町が対策編を作った。県外に避難を要するような大規模災害への体制作りに向け、まずは骨格が整った形だ。
	石川県	県防災会議を開き、志賀原発の事故に備える対策重点区域を、従来の半径10キロから半径30キロ圏に拡大した県地域防災計画を決定した。30キロ圏内の石川県の自治体は七尾市や志賀町など8市町。住民約15万人の避難先を町会単位で割り振り、金沢市など圏外7市町の158施設とする避難計画も決めた。地域コミュニティを維持し、避難先でも安心して生活できるようにするのが狙いだ。
		穴水町防災会議は、町地域情報センターで開かれ、志賀原発の重大事故に備えて策定を進めていた町地域防災計画の原子力防災計画編を承認した。安定ヨウ素剤については、原発の半径30キロ圏内の住民には県が町施設に備蓄することになっているが、30キロ圏外の住民に対しては町独自で備蓄することが盛り込まれた。緊急避難先について、104町会8169人を珠洲市に避難させるとしている。
4月2日	鳥取県	危機管理局の原子力安全対策室が「課」に格上げされた。職員を従来の5人体制から9人に増員するとともに、原子力安全対策監という次長級のポストを新設。2日には県庁第2庁舎の災害対策本部室で発足式が開かれた。
4月3日	滋賀県	大津市は、地域防災計画を新たに策定した。福井県の大飯原発から最短34キロで緊急防護措置区域(UPZ)には入っていない。しかし、県のシミュレーションで、原発事故に備えてヨウ素剤の配備が必要な放射性ヨウ素防護地域(PPA)に県全域が指定されたことを受け、市独自で原子力災害対策編を策定していた。
	千葉県	柏市は東日本大震災を受け、地域防災計画を全面改訂した。放射性物質事故編を設けた。放射性物質事故編では、原発事故だけでなく放射性物質の運搬中の事故なども想定。改訂には障害者団体や女性団体、公募の市民らが協力し、地域住民の役割を明確化。
4月10日	福井県	原発から半径5キロ圏の住民避難計画を策定した福井県は、美浜原発で6月16日に過酷事故を想定した原子力防災総合訓練を行うと明らかにした。住民避難の対象は昨年3月実施した日本原電敦賀原発の訓練と同じ5キロ圏内に限定するが、原子力災害対策指針改定を踏まえた避難計画に基づく訓練は初めてとなる。
4月15日	島根県	県庁所在地に原発を抱える島根県は、島根原発で重大事故が起きた場合、県庁機能を33キロ西の県立浜山体育館(出雲市)に移転する方針を固めた。約3000人の職員が移動する。島根原発から県庁までの距離は8・5キロ。県は、原発の重点対策が必要な半径30キロ圏の外で移転先を検討していた。
4月17日	富山県	県は、原子力災害を踏まえた対策指針となる県地域防災計画(原子力災害編)をまとめた。2月に示した改定案に、放射線量監視、防災業務、被曝(ひばく)医療の各分野で、北陸電力志賀原発(石川県志賀町)を抱える石川県との連携強化を新たに盛り込み、両県合同で研修会などを実施する方針だ。氷見市長は、2万人規模の避難想定が必要だと発言し、会議後、次のように答えた。「避難計画等の行動マニュアルについてはまだまだもう少し時間が必要だ、ここは県と連携しながら策定を進めることになる。」
	茨城県	県は、東京電力福島第一原発事故を受けて改定した県地域防災計画の「原子力災害対策計画編」の素案段階で寄せられた県民の意見と、それに対する県の回答をホームページ上で公表した。県によると、意見を受けて修正したのは一カ所のみだった。
4月18日	島根県	安来市長らが、島根原発を視察し、福島第一原発の事故を受け、中国電力が取り組んでいる安全策などを確認した。市長が公職の立場で視察するのは東日本大震災後初めて。同原発の30キロ圏内にある同市は2月、原子力安全対策などを盛り込んだ市地域防災計画を策定。実際に原発で講じられている対策を確かめた。
4月19日	福岡県	福岡市は、市防災会議を開き、今年度の市地域防災計画を決めた。玄海原発事故を想定した原子力災害対策編を新設。原子力災害対策編では、屋内退避や避難収容活動の体制▽関係自治体からの避難者受け入れ▽被ばく医療活動▽事故発生時の市民からの問い合わせ専用電話▽高齢者や障害者など要援護者への情報伝達などを整備するとしている。
	山口県	上関町は、防災会議を開き、伊方原発の事故を想定した町地域防災計画を策定した。同原発から30キロ圏内に入る同町の離島、八島が緊急防護措置区域(UPZ)に設定されたことを踏まえ、3段階の事故レベルに応じた組織体制の整備などを定めた。
4月25日	兵庫県	福島第1原発並みの事故が起きたと想定し、県への放射性物質の拡散予測を発表した。高浜原発で起きた場合、篠山市で1歳児の甲状腺被ばく線量が7日間で167ミリシーベルトに達し、安定ヨウ素剤の服用が必要となる国際基準の3倍を超えた。県は地域防災計画の見直しと安定ヨウ素剤の備蓄を検討する。最も近い高浜から兵庫県境までは約40キロあり、約30キロ圏の外に位置する。30キロ圏外でも防護措置が必要となったため、県が独自に拡散をシミュレーションした。
	滋賀県	県庁本館など県内3か所に、国の放射性物質拡散予測システム「SPEEDI」の予測結果を受信する端末を導入し、運用を始めた。福井県内の原発で事故が起きた場合、被害が及ぶとみられる範囲を浮き彫りにし、それに含まれる人口データや、病院、学校といった公共施設の設置場所が素早く把握できる。
4月30日	滋賀県	福井県内の原子力発電所から30キロ圏にある長浜、高島の両市で、深刻な事故発生時の高い放射線量も測定できる原子力防災用モニタリングポスト6基の運用を始めた。先に稼働させていた平常時の低い線量を測るポスト9基と併せて活用し、日頃から県のホームページなどで放射線量を公開する。

「規制基準」・「再稼働」・「安全協定」・「安全施策」をめぐる動向 (2012年2月19日～5月11日)

月日	関係団体	ポイント
2月19日	北海道	函館市長ら道南6市町の首長らが、経済産業省と自民党本部を訪問し、大間原発の建設無期限凍結を文書で要請した。要請は政権交代後初めて。函館市は同原発の建設差し止め訴訟を準備しており、今後の国の対応などを見て提訴するかどうか最終判断する。
3月1日	岩手県	県は、広範囲に被害が及んだ福島第1原発事故の教訓を踏まえ、近隣県の原子力発電所で重大事故やトラブルが発生した場合、速やかに情報収集できるよう東北電力と協定締結に向けた協議を進めていることを明らかにした。2012年度内の締結を目指し、有事の対応に万全を期す。
3月19日	滋賀県	高島市は、福井県内に原発を持つ関西電力など3事業者から示された原子力安全協定案の受け入れを表明した。滋賀県は早速、歓迎の意を示し、長浜市を含む3者で足並みをそろえ、3月中にも協定を締結する構えだ。一昨年8月に事業者側に要望してから約1年半かけて、ようやく締結の見通しが立った。
4月2日	滋賀県	福井県の原発群をめぐり隣接する滋賀県は、関西電力など3つの事業者と原子力安全協定を5日に締結すると発表した。関電が立地県以外の自治体と安全協定を結ぶのは初めて。協定を結ぶ原発は関電の美浜と大飯、日本原子力発電の敦賀、日本原子力研究開発機構のもんじゅとふげんの計5つ。
4月3日	福井県	敦賀原発と、高速増殖原型炉「もんじゅ」から半径30キロ圏に入る鯖江市長は、「瞬時に的確な情報を提供してもらう必要がある」と述べ、原子力事業者との安全協定の締結を目指す考えを示した。
4月5日	滋賀県	県と高島、長浜両市が、福井県内に原発を持つ関西電力など3電力事業者と原子力安全協定を結んだ。知事らは「原子力安全対策に地域住民、行政が関わる第一歩だ」と好意的に受け止めた。一方、高島市から約30キロ離れた場所に立地する高浜原発は協定の対象から除外されたままとなっている。県と高島市は引き続き、関電に対し、高浜原発を対象にした協定締結も求めていく考えだ。
4月10日	規制委員会	原子力規制委員会は、新たな規制基準の最終案などを決めた。重大事故対策の大幅な拡充を求めるとともに、地震や津波、噴火などの自然災害対策を厳格化した。運転期間を原則40年とする制限も導入した。従来の原子力規制体系の抜本的な見直しの集大成で、7月以降、再稼働の安全審査を行う基準となる。新基準案は各要素の「適切な」考慮を求めるが、具体的数値の記載はない。規制庁は「半年か1年かければ(想定基準を)作れたかもしれないが(7月施行を控え)時間が足りなかった」と釈明する。
	滋賀県	滋賀県知事は、原子力規制委員会がまとめた原発の新たな規制基準案について「技術的な部分が集約されているが、人の健康と安全を守るという視点が弱い。安心できる基準とは言いにくい」と批判した。
4月15日	島根県	県議会運営委員会で、島根原発の安全対策を審議する特別委員会の設置を否決した。自民党議員連盟が「国の方針が固まらない段階では詳細な議論ができない」と反対した。民主県民クラブと共産党県議団が、10日付で議長に設置を要求していた。
4月22日	新潟県	新潟県知事は、同県が独自に設置した東京電力福島第1原発事故の検証委員会の議論に基づいた要請書を手渡すため、原子力規制庁の長官と面会した。知事は冒頭から、「原発と住民の安全を守る気があるのか」と原子力規制委員会を批判。「なぜ委員長が会わないのか」と怒りをあらわにした。知事が提出したのは、同県がまとめた「原子力発電所の安全対策及び住民などの防護対策について」と題した委員長宛の要請文。
4月30日	滋賀県	関西電力が目指す高浜原発3、4号機の再稼働について、知事は「使用済み核燃料処理の方向性がないなかで、次世代に核のごみを先送りするのは倫理的に許されない」と述べ、同原発の再稼働に反対する考えを明確に示した。
5月1日	滋賀県	大津市内で開いた県原子力防災専門家会議で、原発再稼働の可否を判断する上でベースとなる原子力規制委員会の新規制基準案に対する考え方を提示した。原発周辺地域と原子力事業者の連携協力体制確立などの追加対策や、稼働中の大飯原発3、4号機(福井県)にも新規制基準案を適用することを求めた。
5月2日	滋賀県	「県原子力防災専門家会議」があった。原発の新しい規制基準案をめぐり国に提出する県の意見に生かす狙い。委員からは、琵琶湖への放射性物質拡散が懸念される福井県を「立地不適格」とする指摘もあり、県は意見に盛り込むか検討する。意見は、国が国民にパブリックコメントを募っているのに対し、県として応じるもの。
5月10日	滋賀県	県は、重要な水源に近接したり生物に影響が出たりしないことを原子炉設置基準に明記することや、意見公募のあり方の再考など四項目を求める県の意見を提出した。県の意見ではほかに、原子炉プラントの安全性と併せて防災体制が整っていることも基準として明記することや、稼働中の大飯原発にも新基準を施行次第、早急に適用し国民に説明することを求めた。パブリックコメントの手法については、国民にもっと分かりやすく基準案を示したり期間を延長するほか、立地・近接自治体には別途意見を聞くよう促した。
	新潟県	原発の新規制基準案について、柏崎市長は、「不十分な点があるか確認したい」として原子力規制庁を訪れ、7項目の疑問への回答を求める要望書を同庁の次長に手渡した。疑問点に挙げたのは、原子炉の「集中立地」のリスクに対する見解▽基準案で耐震重要度が低く位置づけられた、送電設備などの耐震性強化への見解▽地震、津波、テロなどに対し、どこまで余裕ある対策を義務付けるかなど7項目。
5月11日	静岡県	福島第一原発事故後の原発立地自治体の現状や原発政策の課題を考えるシンポジウム「福島の現実と浜岡の未来」が、浜松市中区のUホールで開かれた。事故で甚大な被害を受けた福島第一原発の浪江町長と富岡町長は「浜岡原発も対岸の火事ではない」と強調した。

「活断層」をめぐる動向 (3月22日～5月14日)

月日	関係団体	ポイント
3月22日	石川県	北陸電力日、志賀原発1号機原子炉建屋直下の破碎帯(断層)「S-1」に関する調査が、4月末へ1か月間遅れると発表した。当初、3月末までに計画分の調査を済ませ、追加調査が必要か判断する予定だったが、「現段階で判断や最終報告の時期のメドは立たない」としている。
4月18日	福井県	関西電力は、大飯原発の敷地内を通る「F-6破碎帯(断層)」の調査をめぐり、活動性の有無などを再確認するため新たに掘削する試掘溝(トレンチ)の位置や大きさ、工程を公表した。7月中旬に調査を完了する予定。
4月24日	福井県	敦賀原発の2号機の真下を走る断層の一種「D-1破碎帯」が、活断層かを検討する原子力規制委員会の評価会合が、開かれた。この日の会合では、原電から2回目となる意見聴取が行われ、原電からは新たな調査結果が示されたが、専門家調査団の「活断層」という判断を覆すことはできなかったとみられる。
5月2日	福井県	原子力規制委員会は、大飯原発3、4号機が新しい規制基準に適合しているかどうかを評価する2回目の会合を開く。原発の近くを走る3つの断層の運動について、規制委は耐震性の評価を求めているが、関電は見直しを拒否する考えだ。規制委は原発の新規制基準が決まる7月以降も大飯原発の運転を認めるかどうか検討を進めている。
5月8日	福井県	敦賀原発の敷地内に「活断層がある可能性が高い」との報告書が来週にもまとまることについて、委員長が、原電が新たなデータを提出する6月末まで判断を保留する考えを示した。会見後、事務局の原子力規制庁は即座に否定。田中委員長も前言を「修正」する文書を会見後に出すなど、右往左往した。
5月10日	福井県	原子力規制委員会は、大飯原発3、4号機が新しい規制基準に適合するかを確認する評価会合を開き、耐震安全上、周辺にある三つの活断層が運動した場合を想定するようあらためて求めた。関電は、断層の長さがこれまでより短いことが判明したなどとして「運動を考慮する必要はない」と主張、平行線に終わった。
5月14日	福井県	原子力規制委員会は、敦賀原発の直下にある破碎帯(断層)を「活断層である」と断定する報告書の原案をまとめた。同原発の再稼働は極めて難しくなり、廃炉を迫られる可能性が高まった。15日に開く有識者会合で正式に了承する。

※ 「原発」に関するニュースをインターネットで検索し、ヒットしたものをまとめたものである。